

各市町保育担当課長 様

静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課長

不適切な保育の未然防止の徹底について（重要）

裾野市内の保育所に勤務していた保育士が園児への虐待の暴行容疑で県警に逮捕されました。また、同保育所の園長は裾野市長から犯人隠避の疑いで刑事告発されました。このように、子どもの心身に有害な影響を与える不適切な保育事案が発生しており、保育所等を利用する子どもの人権擁護について大変憂慮しております。

関係者は改めて、施設、市町それぞれが担う役割を見直すとともに、各施設において、下記資料等を参考に研修や振り返りの機会を設け、子どもの人権・人格を尊重する保育やそれに抵触する接し方等について再度確認を行い、施設長が中心となり組織全体として子どもの最善の利益を考慮した適切な保育の実施を徹底していただきますよう、貴管内保育所、認定こども園、地域型保育事業所に対し注意喚起をお願いします。

記

1 施設の役割

(1) 研修の実施、公開保育等の活用

保育士が子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして適切な保育についての理解を深め、認識を共有する機会を設けること。また、外部の視点を活用し、日々の保育の在り方に関する保育士の気づきを促すこと。

(2) 保育計画の作成や振り返りの実施

研修や公開保育等で得た知見に基づき、子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして保育計画の作成や振り返りを実施すること。

(3) 職場環境及び職員体制の整備

様々な気づきを話しやすい相互の関係や場づくりに努め、不適切な保育防止の担当者の設置や、不適切行為が疑われる場合の報告プロセスの整備、保育士が余裕をもって子どもと向き合える職員体制の整備を行うこと。

(4) 保護者との連携

保護者とのコミュニケーションを深め、保護者から伝えられる子どもの姿から、多角的に子どもを理解すること。また、日々の保育の様子を保護者と共有できるよう工夫し、背景にある保育士等の意図も含めた保育のプロセスを伝えること。

(5) 市町や県への情報提供

不適切な保育が疑われる事案を確認した場合には、市町や県に情報提供し、対応について相談すること。

2 市町の役割

(1) 県との連携

不適切な保育が疑われる事案を把握した場合には、県と情報提供等の連携を行うこと。

(2) 適切な保育の周知

適切な保育について、保育現場で活用できるチェックリストやガイドラインの配付、研修の実施等により周知すること。

(3) 施設への助言・指導

各施設において適切な保育がされているか、子ども・子育て支援法に基づき施設に対して集団・実地指導及び監査を行うこと。

《参考資料》

資料1 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書(別添))

<https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2021/06/dcd34c7b5f61320be9d95ac0c0751157.pdf>

資料2 「保育所における自己評価ガイドライン」

「保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」
(厚生労働省 令和2年3月)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

資料3 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～
「子どもを尊重する保育」のために～」

(全国保育士会 平成29年3月)

<https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html>

《関係法令等》

・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)

第9条の2(虐待の禁止)

「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、(中略)当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」

・「保育所保育指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)

第1章 1(5)保育所の社会的責任

「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。」

第5章 2(1)施設長の責務と専門性の向上

「施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性の向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。」

担 当 保 育 班

電話番号 054-221-3758